

第1 審査会の結論

審査請求人からの「私は、平成18年 月 日、 日に 警察署刑事課において窃盗、私文書偽造に信書便開封等の告訴状を出しに行きましたが、その事実(やりとり)がわかる文書」との保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、長崎県警察本部長が長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第18条第2項の規定により不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成22年3月9日付けで、条例第12条第1項の規定により長崎県警察本部長(以下「処分庁」という。)に対して「私は、平成18年 月 日、 日に 警察署刑事課において窃盗、私文書偽造に信書便開封等の告訴状を出しに行きましたが、その事実(やりとり)がわかる文書」との開示請求を行った。

2 処分の内容

処分庁は、条例第18条第2項の規定に基づき、平成22年3月19日付けで、次の理由を付して、保有個人情報不開示(不存在)決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

(不開示決定の理由)

本件開示請求に係る個人情報記録された公文書を検索した結果、当該公文書を保有していなかったため

3 審査請求について

審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により本件処分を不服として、平成22年5月26日付けで、処分庁の上級行政庁である長崎県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「本件処分を取り消すとの裁決を求める。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

検索した所を広げると証人が見つかる。請求文書が無いのであれば、当時の刑事課の係わった者は、違法行為で処分されることになると思う。真相究明を希望する。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁からの説明は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る保有個人情報

(1) 関係職員からの聴取

本件開示請求に関し、審査請求人は、開示請求時に、開示請求の内容に記載された日に応対したとする警察職員の氏名を申し立てたため、処分庁は当該職員に事実確認を行った。しかし、4年以上前のことであり、当該職員は、記憶が判然とせず、審査請求人が、開示請求書に記載する平成18年 月末ごろに来署した事実や文書の作成についての確認には至らなかった。

(2) 対象保有個人情報の確認

警察署に一般市民が来署し応対した場合、以下のような公文書について作成していることが考えられたことから、事実関係の確認や開示請求に係る保有個人情報の検索を実施した。

ア 犯罪事件受理簿の確認

審査請求人が開示請求書に記載している事実のやりとりがあった場合、要件を満たした有効な告訴状として処分庁が受理していれば、犯罪事件受理簿に登載しなければならない。よって、開示請求書に記載された日付や審査請求人の氏名を基に、平成18年当時の犯罪事件受理簿の検索を行ったが、犯罪事件受理簿に審査請求人の氏名は登載されていなかった。

イ 相談受理票の確認

一般的に告訴状の提出を受けた場合でも、告訴状の要件の吟味や、事件性の判断を要する等の場合には、長崎県警察の相談に関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第13号。以下「相談訓令」という。）により、相談受理票において、その相談要旨等を記録し処理する場合がある。相談受理票については、所属長が特別に延長の措置を行わない限り、相談訓令では保存期間を3年と規定しており、本件請求に係る、相談受理票が仮に作成されていたとしても、平成21年12月31日をもって保存期間が満了している。現有している相談受理票を検索したが、請求内容に該当する公文書は保有されていなかった。

ウ その他関係文書の確認

本件請求内容に対応する公文書として、上司への報告用の公文書を作成していることも考えられるが、報告用の文書については、長崎県警察の文書取扱いに関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第11号。以下「文書訓令」という。）において、保存期間を3年と規定しており、本件請求に係る報告書が仮に作成されていたとしても、平成21年12月31日をもって保存期間が満了している。現有している公文書についても検索したが、請求内容に該当する公文書は保有されていなかった。

(3) 諮問庁が不開示決定を妥当と判断した理由

以上のとおり、処分庁からの説明によると、関係職員からの聴取や該当する

保有個人情報の検索等を経て本件処分を行ったものであり、処分庁の決定は妥当なものであったと諮問庁は判断した。

2 審査請求人の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、審査請求の趣旨として、本件処分を取り消すことを求め、その理由を記載しているが、処分庁では、上記のとおり、当該開示請求に係る保有個人情報を保有しておらず、審査請求人の主張によって本件処分の判断が変わるものではなく、処分庁が行った不開示決定は妥当と判断した。

第5 審査会の判断理由

当審査会において、本件対象保有個人情報の有無について審査請求人及び諮問庁の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が告訴状を提出に行ったときに作成された犯罪事件受理簿や相談受理票等と認められる。

処分庁は、関係職員からの聴取や本件対象保有個人情報の検索を行った結果、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とした本件処分を行っているので、以下検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 犯罪事件受理簿について

犯罪事件を受理したときは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第62条の規定により犯罪事件受理簿に登載しなければならないこととなっている。

諮問庁によると、審査請求人が開示請求書に記載した日付及び審査請求人の氏名を基に、処分庁において犯罪事件受理簿の検索を行ったが、本件に該当する事件は記載されていないとのことであった。

そのため、審査会において事務局員に、審査請求人の申し立てている警察署の犯罪事件受理簿を確認させたところ、該当する事件の記載はなく、したがって告訴状の受理の事実はないことを確認した。

(2) 相談受理票について

諮問庁によると、提出された告訴状が要件を満たしているかどうかを吟味したり、事件性の判断を要する場合は、相談訓令により定められている相談受理票に記録して処理する場合があるが、本件に該当する相談受理票は保有されていないとのことである。

なお、相談受理票の保存期間は3年であることから、仮に記録されながら保存期間の満了で廃棄されてしまった可能性もないではないが、いずれにしても現存している相談受理票の中に本件に該当する相談受理票は保有されていないとする諮問庁の説明に格別不合理な点は認められない。

(3) 告訴状を提出に行ったときのやりとりに関する報告書等について

告訴状提出の際に開示請求書に記載されたようなやりとりがある場合には、担当者において告訴状は受理されなくても、報告書等何らかの文書を作成する可能性もあると考えられるが、本件に該当する報告書等の関係文書は保有されていないとのことである。

なお、報告書の保存期間は3年であり、また、処分庁において作成された可能性があるその他の文書についても保存期間は3年以内であることから、保存期間の満了で廃棄されてしまった可能性もないではないが、いずれにしても現有している報告書等の中に、本件に該当する関係文書は保有されていなかったとする諮問庁の説明に格別不合理な点は認められない。

3 結論

以上のような状況から、本件対象保有個人情報保有していなかったとする諮問庁の説明に、格別不合理な点はなく、また、他に本件対象保有個人情報が存在すると推測される特段の事情も認められないことから、処分庁が本件開示請求に対して、条例第18条第2項の規定に基づき保有個人情報不開示（不存在）とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年 6 月24日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成22年 7 月 8 日	・ 諮問庁から理由説明書を受理
平成22年 8 月 4 日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成22年 9 月16日	・ 審査会（審査）
平成22年10月20日	・ 審査会（審査）
平成22年11月30日	・ 答申

長 崎 県 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
井 田 洋 子	長崎大学経済学部准教授	
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会長職務代理者
長 尾 久 美 子	長崎女子短期大学生生活科学科生活福祉専攻教授	
中 村 尚 志	弁護士	
堀 江 憲 二	弁護士	会 長